

第 49 回二宮町新型コロナウイルス感染対策本部

決定事項等

○5月8日以降の二宮町新型コロナウイルス感染症対策について

- ☞ 換気、3密回避、手指消毒について引き続き留意する。マスクの着用については、基本的には個人の考えに基づいて着用する。消毒液、検温装置の設置については、各施設等の判断により対応する。

二宮町の新型コロナウイルス感染症対策本部について

- ☞ 二宮町では、新型インフルエンザ等対策会議を 12 回、対策本部会議 49 回（本日含めて）開かれたが、国、県の廃止に伴い本日、新型コロナウイルス感染症二宮町対策本部を廃止することを決定し、5月8日に廃止とする。

今後については、二宮町危機管理対処方針及び二宮町新型インフルエンザ等行動計画に基づき必要に応じ、二宮町新型インフルエンザ等対策会議で対応していく。

二宮町新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドラインについて

- ☞ 公共施設の利用ガイドラインについては廃止する。入場時の検温について、国は政府として一律に求めず事業者において要否の判断をする。

町としては、公共施設に設置している検温器については原則として撤去する方向であり今後、故障した場合の購入等は現時点では考えていない。

入り口での消毒液の実施について、手指消毒が有効とされていることから、在庫のあるうちは継続し、在庫がなくなり次第撤去する。

アクリル板ビニールシートなどパーテーションの設置については、飛沫を物理的に遮断することは有効であるので窓口業務においては安全面も含め設置を継続する。

施設の定員について、定員のある施設は定員のとおりに、定員がない施設は現在示している距離を確保するための「利用者の目安」は廃止する。

町民の皆様へ（5月2日町長メッセージ）について

- ☞ 会議後に町ホームページ（新型コロナウイルス5類移行後の対応）に掲載。

様々なコロナに伴うホームページがあるが、内容を精査し、取捨選択・整理をするように調整する。

町の広報誌にはワクチン接種、5類移行について触れる予定で編集を進めている。

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

- ☞ 主な変更点については、健康観察票の提出が不要となった。ただし、引き続き家庭での健康状態の把握に努めることとしている。

出席停止期間は、発症翌日から5日間経過し、かつ、症状軽快した後1日経過するまでとなる。

その他

議会での対応について、5月19日に議会運営委員会の調査研究会があり、ここで前の定例会の振り返りを含め、今後どうしていくのか（出席の分散や消毒等、また本会議と出席時のマスクについて議論）検討し、その内容を5月23日の議会運営員会で決定し、最終的に5月25日の全員協議会で決め周知していきたいと考えている。

終わりに

令和2年度4月の緊急事態宣言から49回に渡り、開かれた対策本部も皆様のご協力のもと終わりを迎えた。しかしながら、新型コロナウイルスがなくなったわけではない。今後も引き続き対応と皆様のご協力をお願いします。